

維持管理・更新をシステマチックに行うための 取組について

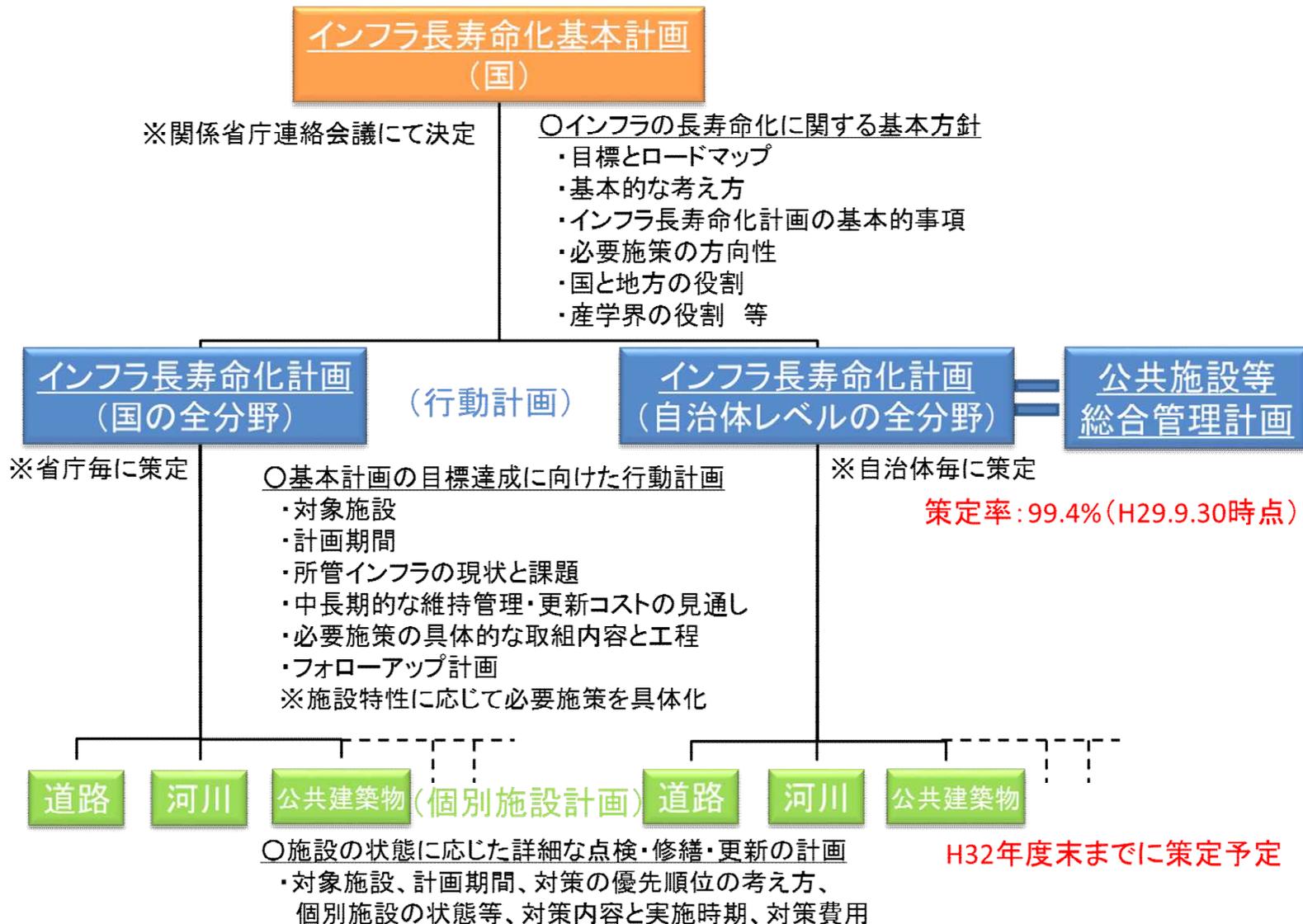
主な取組のレビュー(維持管理・更新をシステムチックに行うための取組について)

レビュー項目	主な取組
1. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組	
(1)維持管理・更新への「戦略的メンテナンス思想」の導入	• 国土交通省インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」)及び個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」)の 対象施設を設定
(2)維持管理・更新をシステムチックに行うための業務プロセスの再構築	• 個別施設計画を策定して メンテナンスサイクルを実施
(3)維持管理・更新に係る予算確保	• 老朽化対策について 防災・安全交付金により重点的に支援
2. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組	
(1)全ての施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立	• 個別施設計画策定対象となる各分野における 点検基準策定はほぼ完了 • 点検要領等に基づく 点検を順次実施 • 点検後、診断を行い 施設の健全度を判定 • 修繕が必要と判定された施設について、 順次措置 を実施

インフラ長寿命化基本計画に基づく計画体系

インフラ長寿命化基本計画は、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画
地方自治体の行動計画については、全ての施設分野を対象とした公共施設等総合管理計画を策定

行動計画：維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするための計画
個別施設計画：点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画



行動計画及び個別施設計画対象施設

国土交通省の行動計画は14分野の所管施設を対象として平成26年5月に策定し、同計画に基づき個別施設計画の対象施設を設定し、策定を推進

★行動計画の対象施設:国土交通省が維持管理・更新に係る制度や技術を所管するインフラ

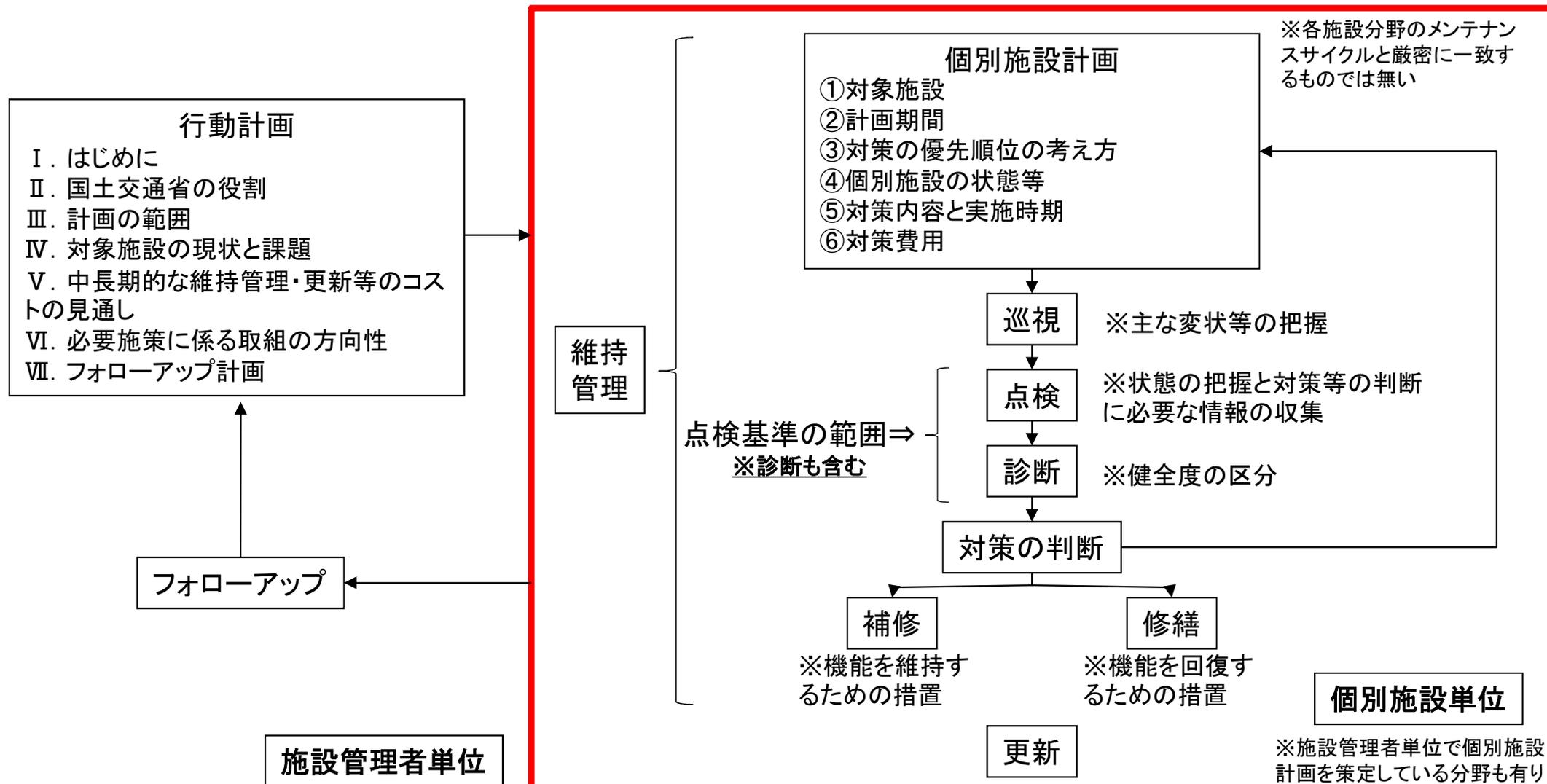
★個別施設計画の対象施設:各施設の特性や維持管理・更新に係る取組状況を踏まえ策定

分野	行動計画の対象施設と個別施設計画の対象施設(赤字)
道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等)
河川・ダム	河川管理施設(ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等)
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
海岸	海岸保全施設(堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等) (施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
下水道	下水道(管路施設、処理施設、ポンプ施設等)
港湾	港湾施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設(幹線排水)、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)、航空保安施設、空港機能施設(航空旅客の取扱施設)
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物)、停車場、電気設備、運転保安設備)、軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備)、索道(索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備)
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)等
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))
住宅	公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅
官庁施設	官庁施設(庁舎、宿舍等) (建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く)
観測施設	測量標(電子基準点、験潮場)、気象レーダー施設

個別施設計画によるメンテナンスサイクル

国土交通省の所管施設について、個別施設計画を順次策定して巡視・点検から対策に至るメンテナンスサイクルを確立し、実施

また、個別施設計画における点検と診断の実施に資する点検基準等を策定



個別施設計画策定のための取組状況

各施設分野において、個別施設計画策定を推進するための技術的支援策等を実施

対象分野	個別施設計画策定のための取組状況
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・通達「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度の運用について」(橋梁の長寿命化修繕計画の例を記載) ・「直轄道路の予防保全によるLCCの縮減効果」として将来修繕費の試算を公表済
河川・ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・河川: 河川構造物の長寿命化計画策定の手引き ・ダム: 通達「ダムの長寿命化計画の策定について」等により、作成方法や作成例を提示
砂防	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアル
下水道	下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
港湾	港湾の施設の維持管理技術マニュアル
	港湾の施設の点検診断ガイドライン
	港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン

対象分野	個別施設計画策定のための取組状況
空港	空港舗装維持管理マニュアル(案)
鉄道	インフラ長寿命化計画の手引き
自動車道	自動車道の長寿命化のための計画の策定
航路標識	航路標識等の長寿命化計画
公園	公園施設長寿命化計画策定指針(案)
住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針
	UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画 ※URではライフサイクルコストの手引きは作成していないものの、長寿命化計画の中で「中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」をUR自ら算出(P14参照)
官庁施設	官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル

個別施設計画の策定によるメンテナンスサイクルの実施(1/4)

各施設分野において、個別施設計画の策定を推進中であり、平成32年度までに策定を予定
一部の施設分野では市町村による計画策定に遅れの傾向

■個別施設計画の策定状況(平成29年3月末時点)

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)(国)	10	10	10	100%	100%
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)(都道府県・政令市)	97	97	73	100%	75%
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)(市町村)	1,715	1,715	1,104	100%	64%
	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)(高速道路)	6	6	6	100%	100%
	トンネル(単位:団体数)(国)	10	10	10	100%	100%
	トンネル(単位:団体数)(都道府県・政令市)	89	89	63	100%	71%
	トンネル(単位:団体数)(市町村)	606	606	109	100%	18%
	トンネル(単位:団体数)(高速道路)	6	6	6	100%	100%
	大型の構造物(単位:団体数)(国)	10	10	10	100%	100%
	大型の構造物(単位:団体数)(都道府県・政令市)	92	92	62	100%	67%
	大型の構造物(単位:団体数)(市町村)	615	615	145	100%	24%
	大型の構造物(単位:団体数)(高速道路)	6	6	6	100%	100%
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)(国)	10,640	3,432	3,432	32%	100%
	主要な河川構造物(単位:施設数)(都道府県・政令市)	33,239	12,102	10,206	36%	84%
	ダム(単位:施設数)(国)	99	99	99	100%	100%
	ダム(単位:施設数)(都道府県・政令市)	434	434	203	100%	47%
	ダム(単位:施設数)(その他 水機構)	23	23	23	100%	100%

個別施設計画の策定によるメンテナンスサイクルの実施(2/4)

■個別施設計画の策定状況(平成29年3月末時点)

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数)(国)	44	44	44	100%	100%
	地すべり防止施設(単位:事業主体数)(国)					
	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数)(都道府県・政令市)	47	47	29	100%	62%
地すべり防止施設(単位:事業主体数)(都道府県・政令市)						
急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)(都道府県・政令市)						
海岸※1	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)(都道府県・市町村)	5,465	4,666	1,099	85%	24%
下水道※1	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)(都道府県・政令市)	63	1,470※2	638※2	100%※2	43%※2
	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)(市町村)	1,407				
港湾※3	係留施設(単位:施設数)(国)	1,756	1,719	1,715	98%	100%
	係留施設(単位:施設数)(都道府県・政令市)	10,235	10,188	9,864	100%	97%
	係留施設(単位:施設数)(市町村)	1,869	1,845	1,673	99%	91%
	係留施設(単位:施設数)(公社等)	50	50	33	100%	66%
	外郭施設(単位:施設数)(国)	1,342	1,273	1,257	95%	99%
	外郭施設(単位:施設数)(都道府県・政令市)	15,632	15,479	10,109	99%	65%
	外郭施設(単位:施設数)(市町村)	4,185	4,061	1,742	97%	43%
	外郭施設(単位:施設数)(公社等)	8	8	4	100%	50%
	臨港交通施設(単位:施設数)(国)	337	301	293	89%	97%
	臨港交通施設(単位:施設数)(都道府県・政令市)	7,428	7,285	4,231	98%	58%
	臨港交通施設(単位:施設数)(市町村)	1,083	1,063	602	98%	57%
	臨港交通施設(単位:施設数)(公社等)	2	2	2	100%	100%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)(国)	0	0	0	-	-
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)(都道府県・政令市)	236	232	77	98%	33%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)(市町村)	5	5	3	100%	60%
廃棄物埋立護岸(単位:施設数)(公社等)	0	0	0	-	-	

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※2 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

個別施設計画の策定によるメンテナンスサイクルの実施(3/4)

■個別施設計画の策定状況(平成29年3月末時点)

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合 (②/①)	⑤計画策定率 (③/②)
港湾※3	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)(国)	950	905	864	95%	95%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)(都道府県・政令市)	12,988	12,572	4,186	97%	33%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)(市町村)	2,065	2,008	263	97%	13%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)(公社等)	253	213	194	84%	91%
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(国)	26	26	26	100%	100%
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(都道府県・政令市)	73	73	73	100%	100%
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(市町村)	10	10	10	100%	100%
	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(民間企業(会社管理空港))	5	5	5	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(国)	26	22	22	85%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(都道府県・政令市)	73	51	49	70%	96%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(市町村)	10	2	2	20%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(民間企業(会社管理空港))	5	5	5	100%	100%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(国)	26	25	22	96%	88%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(都道府県・政令市)	73	59	31	81%	53%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(市町村)	10	2	2	20%	100%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)(民間企業(会社管理空港))	5	5	5	100%	100%

※3 一部事務組合、港務局を含む

個別施設計画の策定によるメンテナンスサイクルの実施(4/4)

■個別施設計画の策定状況(平成29年3月末時点)

分野	対象施設	長寿命化計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合 (②/①)	⑤計画策定率 (③/②)
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)(民間企業)	188	188	188	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)(民間企業)	34	34	34	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)(民間企業)	67	67	0	100%	0%
	橋(単位:施設数)(その他(地方道路公社))	25	25	15	100%	60%
	トンネル(単位:施設数)(単位:施設数)(民間企業)	8	8	0	100%	0%
	トンネル(単位:施設数)(単位:施設数)(その他(地方道路公社))	1	1	0	100%	0%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)(その他(地方道路公社))	12	12	0	100%	0%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)(その他(地方道路公社))	10	10	7	100%	70%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)(国)	5,284	5,284	5,284	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)(国)	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)(都道府県・政令市)	712	712	639	100%	90%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)(都道府県・政令市)	67	67	67	100%	100%
	公営住宅(単位:事業主体数)(市町村)	1,616	1,616	1,422	100%	88%
	UR賃貸住宅所(単位:棟数)(その他(UR))	15,938	15,938	15,938	100%	100%
	公社賃貸住宅	11	11 ^{※4}	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)(国)	7,696	5,813 ^{※5}	5,329	76%	92%
	宿舎(単位:施設数)(国)	3,852	3,604 ^{※5}	3,094	94%	86%

※4 管理戸数1,000戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

点検・診断の指針となる点検基準の策定状況

戦略的な維持管理の基本として全数点検がなされる体制を構築するため、各施設分野の点検から診断までの指針となる点検基準等を策定、一部の施設を除き完了

対象分野	対象施設	点検要領の策定状況
道路	橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等	<p>【定期点検要領(技術的助言)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路橋定期点検要領 道路トンネル定期点検要領 シェッド、大型カルバート等定期点検要領 横断歩道橋定期点検要領 門型標識等定期点検要領 舗装点検要領 小規模附属物点検要領 道路土工構造物点検要領 <p>【国管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋梁定期点検要領 道路トンネル定期点検要領 シェッド、大型カルバート等定期点検要領 歩道橋定期点検要領 附属物(標識、照明施設等)点検要領 舗装点検要領 道路のり面工・土工構造物の調査要領(案)
河川・ダム	ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領 中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領 樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領 河川用ゲート・河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案) ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案) 電気通信施設点検基準(案) 河川砂防技術基準 維持管理編 ダム総合点検実施要領・同解説
海岸	堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等(施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設維持管理マニュアル

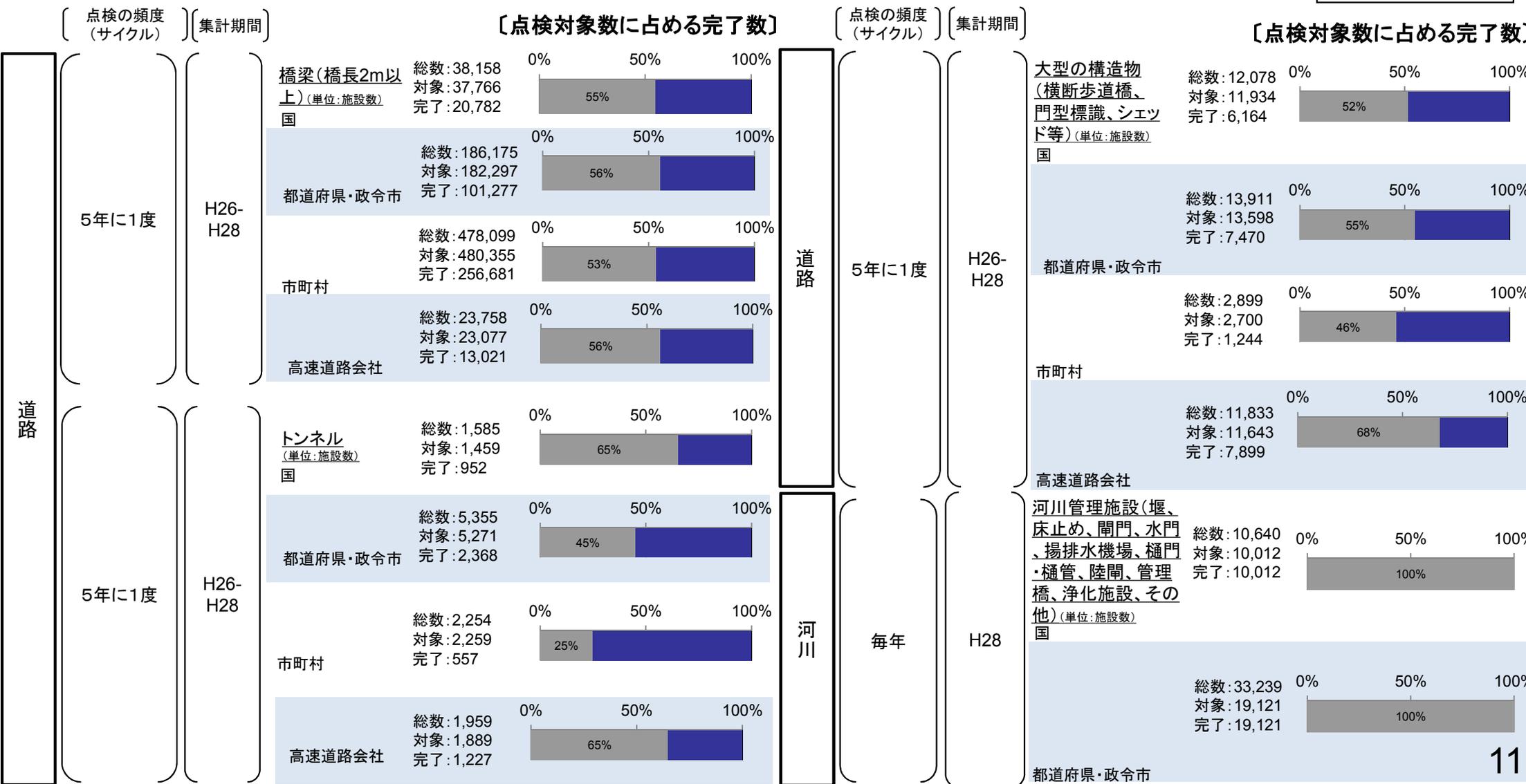
対象分野	対象施設	点検要領の策定状況
砂防	砂防設備	砂防関係施設点検要領(案)
	地すべり防止施設	
	急傾斜地崩壊防止施設	
下水道	下水道(管路施設、処理施設、ポンプ施設等)	下水道維持管理指針
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設(小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)	港湾の施設の点検診断ガイドライン
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)	空港内の施設の維持管理指針
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)	
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))	鉄道構造物等維持管理標準
	軌道(線路建造物)	
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)	通知「一般自動車道の定期点検要領について」
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)	「航行援助業務規則」、「航路標識等保守要領」及び「同実施細目」
公園	都市公園、特定地区公園(カントリーパーク)	公園施設長寿命化計画策定指針(案)
公営住宅	公営住宅	定期点検:建築基準法、日常点検:公営住宅等日常点検マニュアル
	公社賃貸住宅	
	UR賃貸住宅	UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画
官庁施設	官庁施設(庁舎、宿舍等)	建築基準法に係る告示(第282号等)、官公庁施設の建設等に関する法律に係る告示(第1350号等)
観測施設		(対象外)

点検の進捗状況(1/5、道路、河川)

点検基準等に基づき点検を順次実施しており、河川、下水道、自動車道、公園、鉄道分野では、全対象施設の点検を完了
 一部の施設分野では市町村による点検に遅れの傾向

■点検の進捗状況(H29年3月末時点)

■点検完了 ■点検未了



点検の進捗状況(2/5、河川、砂防、海岸、下水道)

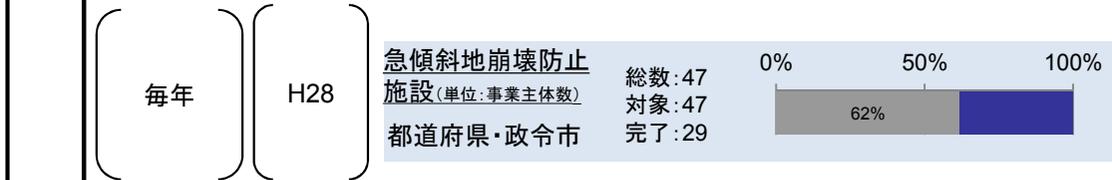
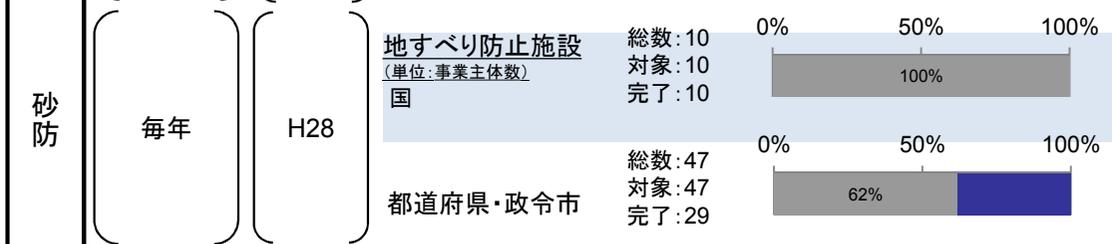
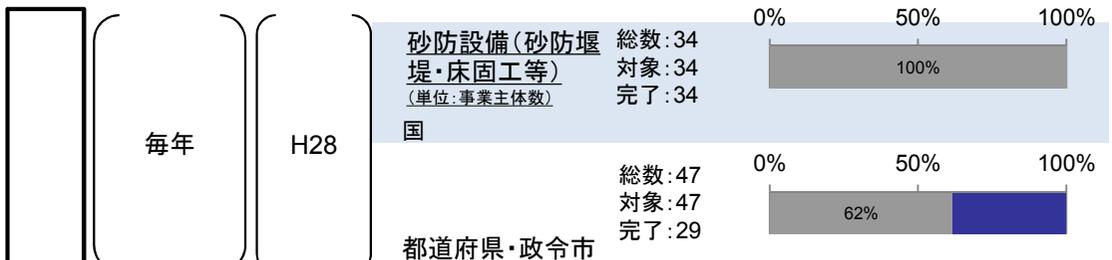
点検の進捗状況(H29年3月末時点)

〔点検の頻度(サイクル)〕〔集計期間〕

〔点検対象数に占める完了数〕

〔点検の頻度(サイクル)〕〔集計期間〕

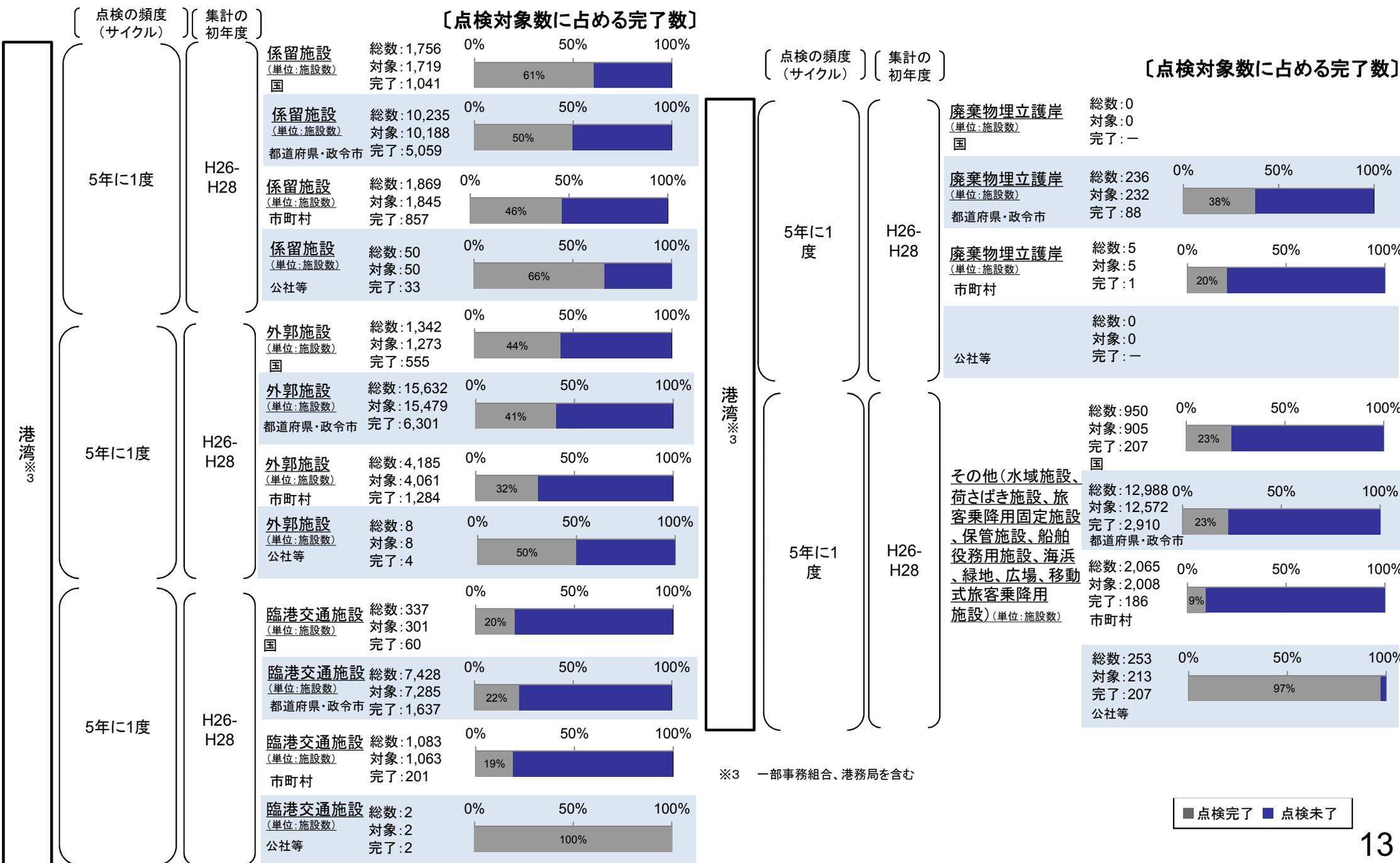
〔点検対象数に占める完了数〕



※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)
 ※2 平成24年度において布設後50年以上経過した管きよを対象

点検の進捗状況(3/5、港湾)

■点検の進捗状況(H29年3月末時点)

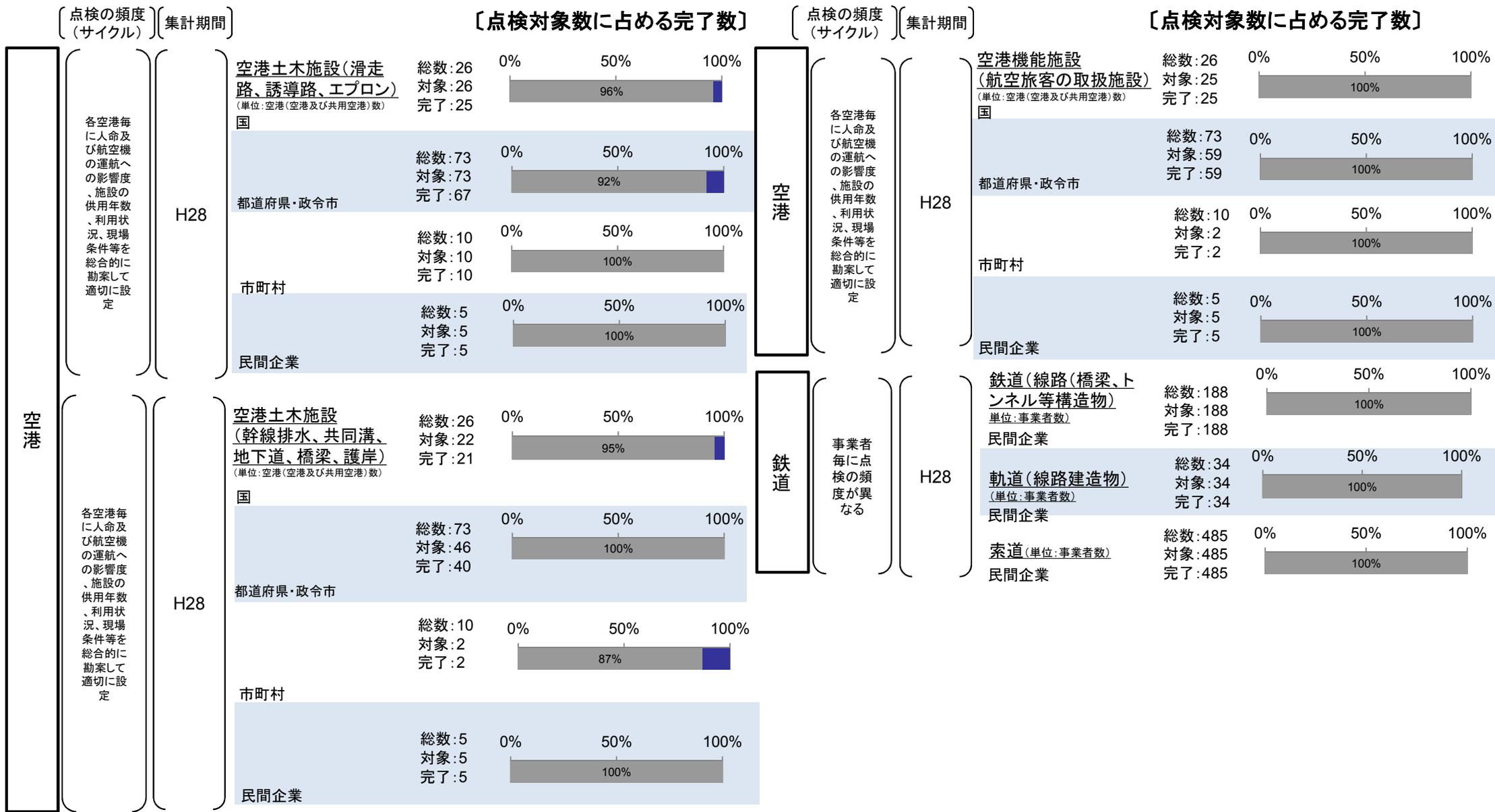


※3 一部事務組合、港務局を含む

■点検完了 ■点検未了

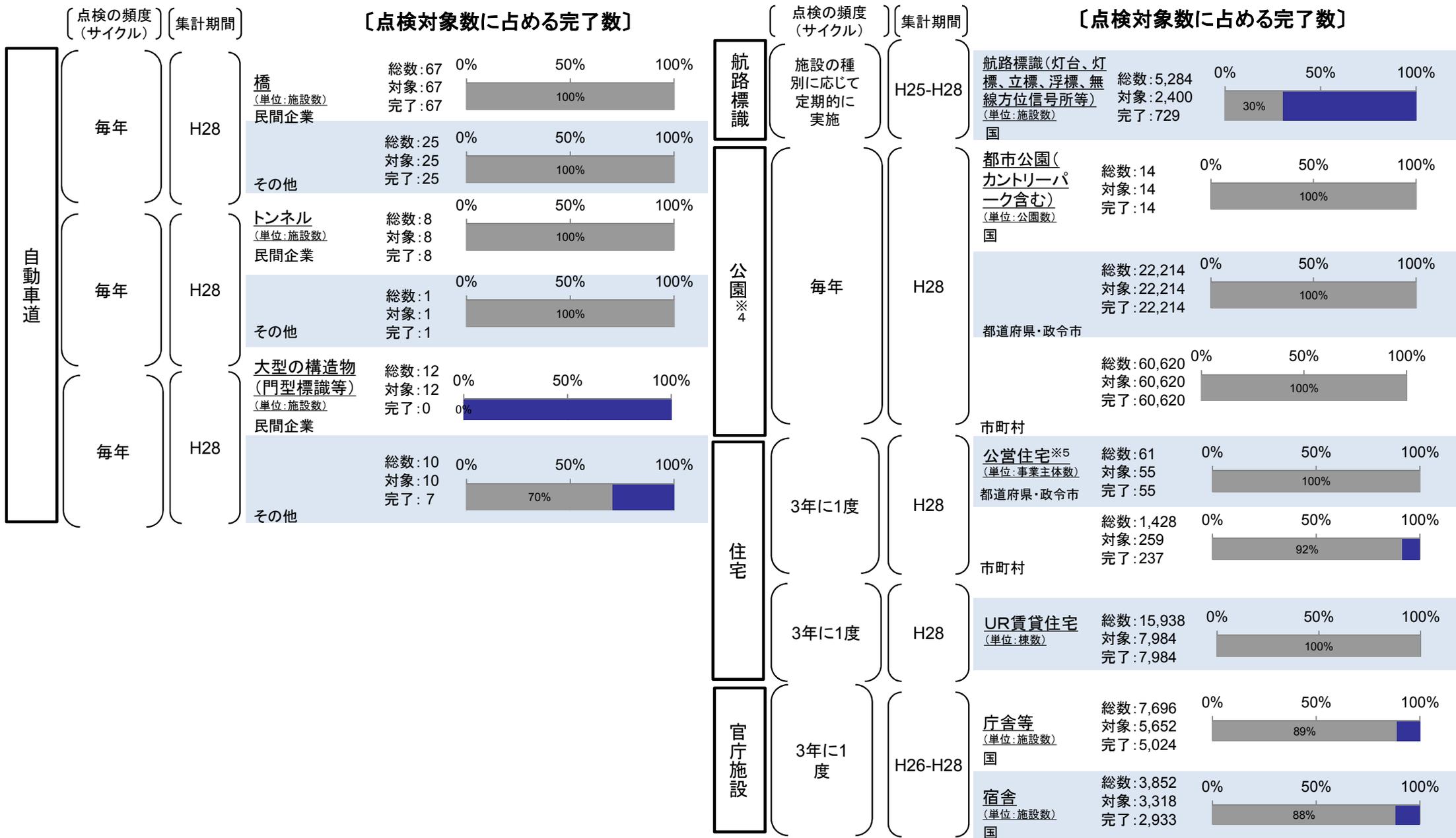
点検の進捗状況(4/5、空港、鉄道)

■点検の進捗状況(H29年3月末時点)



点検の進捗状況(5/5、自動車道、航路標識、公園、住宅、官庁施設)

■点検の進捗状況(H29年3月末時点)



※4 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象

※5 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)・熊本県及び前述4県内市町村を除く公営住宅を管理する地方公共団体が対象

施設の健全度(1/3、道路、下水道)

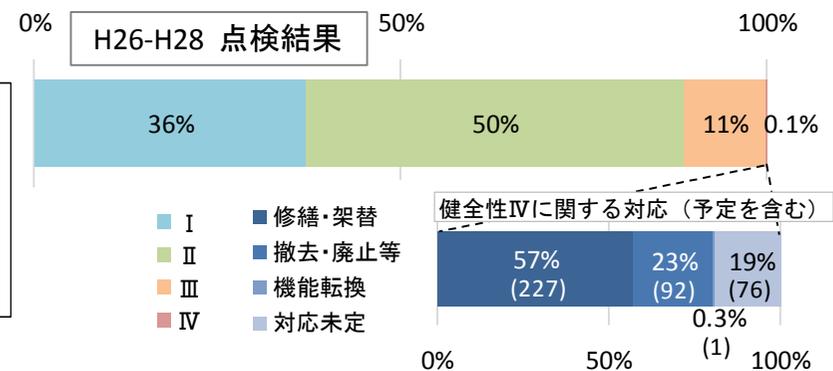
点検後、診断を行い施設の健全度を判定

健全度が低く措置の必要が高いと判定された施設については、措置方針を決定し、**順次措置を実施**

■施設の健全性(H29年3月末時点)

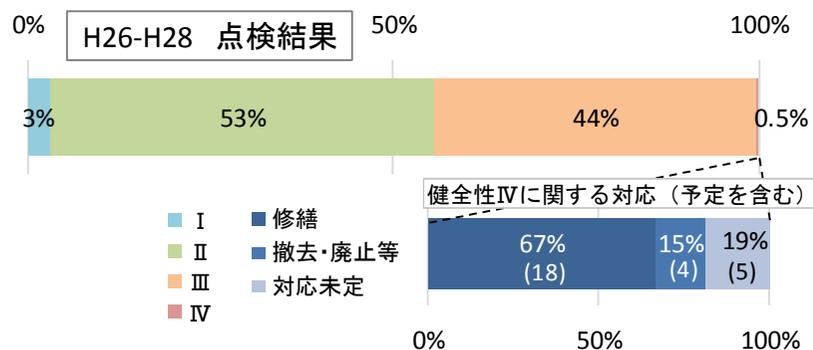
道路

I (健全)	構造物(道路橋)の機能に支障が生じていない状態
II (予防保全段階)	構造物(道路橋)の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III (早期措置段階)	構造物(道路橋)の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV (緊急措置段階)	構造物(道路橋)の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

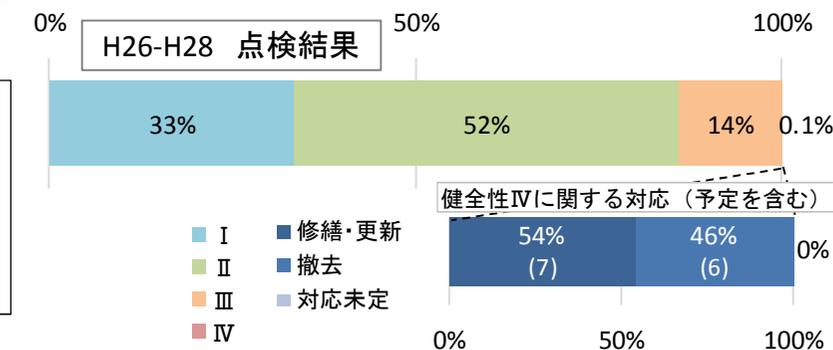


橋梁

トンネル



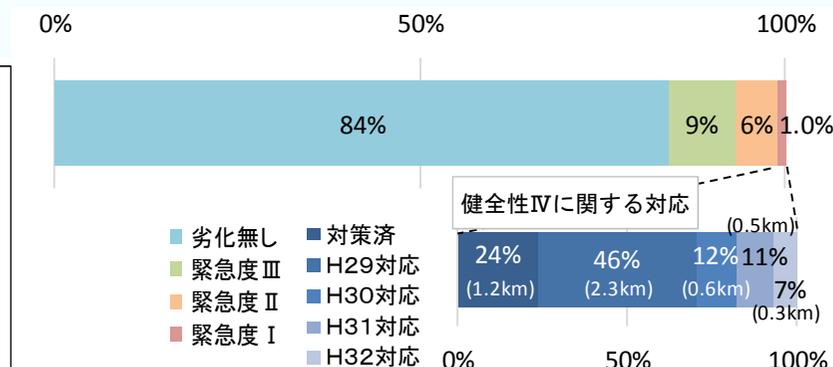
大型構造物



下水道

劣化なし	—
緊急度Ⅲ (軽度)	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討
緊急度Ⅱ (中度)	出来るだけ早期に対策が必要な場合
緊急度Ⅰ (重度)	速やかな措置が必要な場合

下水道(管路)

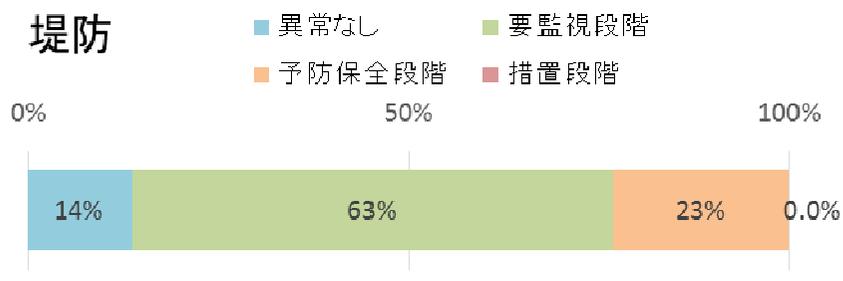


施設の健全度(2/3 河川(試行))

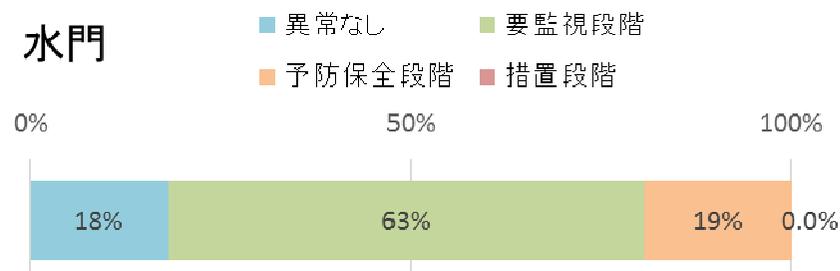
■施設の健全性(H29年3月末時点)

河川管理施設

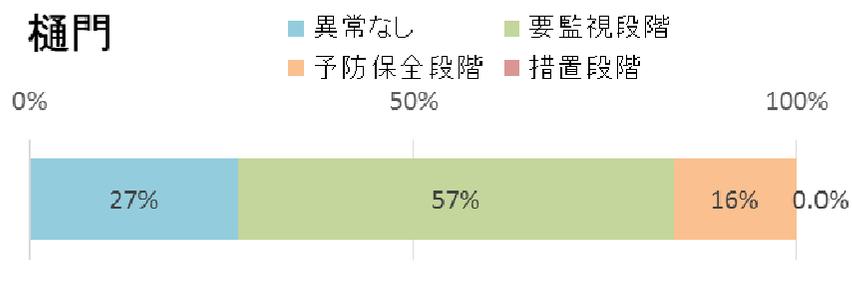
堤防



水門



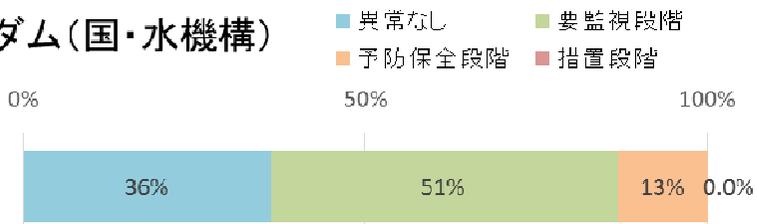
樋門



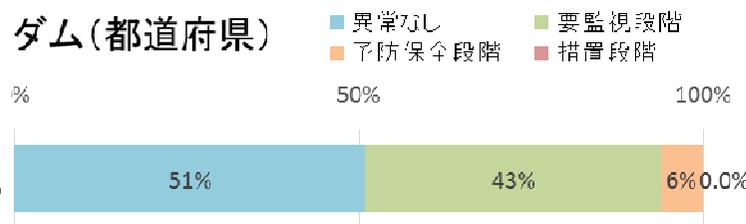
異常なし (機能支障なし)	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態(施設の機能に支障が生じていない軽微な変状を含む)
要監視段階 (機能支障なし)	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする変状を含む)
予防保全段階 (機能支障なし)	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態
措置段階 (機能支障あり)	堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要なものも含む

ダム

ダム(国・水機構)



ダム(都道府県)



異常なし (安全性・機能支障なし)	ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。
要監視段階 (安全性・機能支障なし)	ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要がある。
予防保全段階 (安全性・機能支障なし)	ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。
措置段階 (安全性・機能支障あり)	ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。

施設の健全度(3/3 港湾、空港、官庁施設)

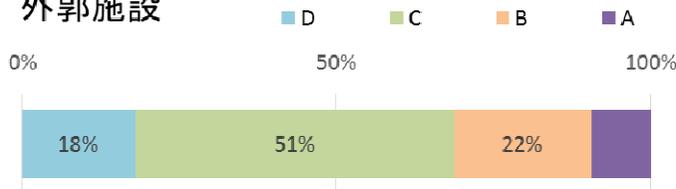
■施設の健全性(H29年3月末時点)

港湾施設

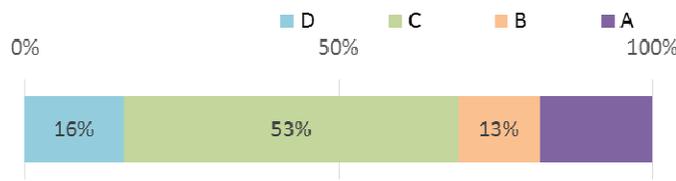
係留施設



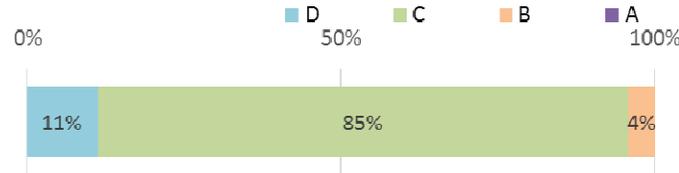
外郭施設



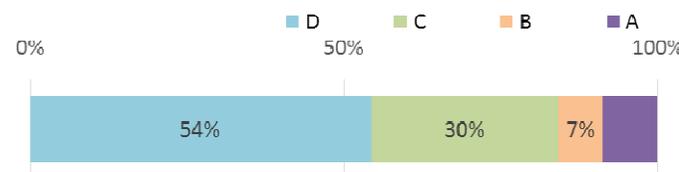
臨港交通施設(単位:施設数)



廃棄物埋立護岸



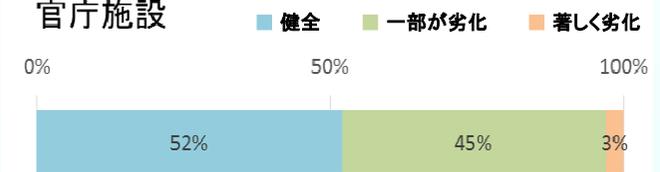
その他



- A 施設の性能が相当低下している状態
- B 施設の性能が低下している状態
- C 変状はあるが、施設の性能の低下がほとんど認められない状態
- D 変状は認められず、施設の性能が十分に保持されている状態

官庁施設

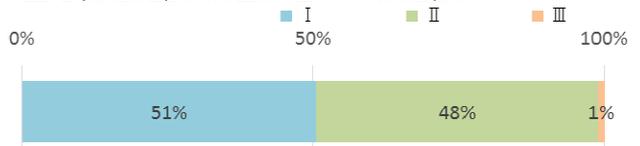
官庁施設



- 健全** 外壁に浮き、ひび割れ、剥落が見られない
- 一部が劣化** 外壁に浮き、ひび割れ、剥落が一部見られるが、周囲への危険性は低い
- 著しく劣化** 外壁に浮き、ひび割れ、剥落が著しく、危険性が高い

空港施設

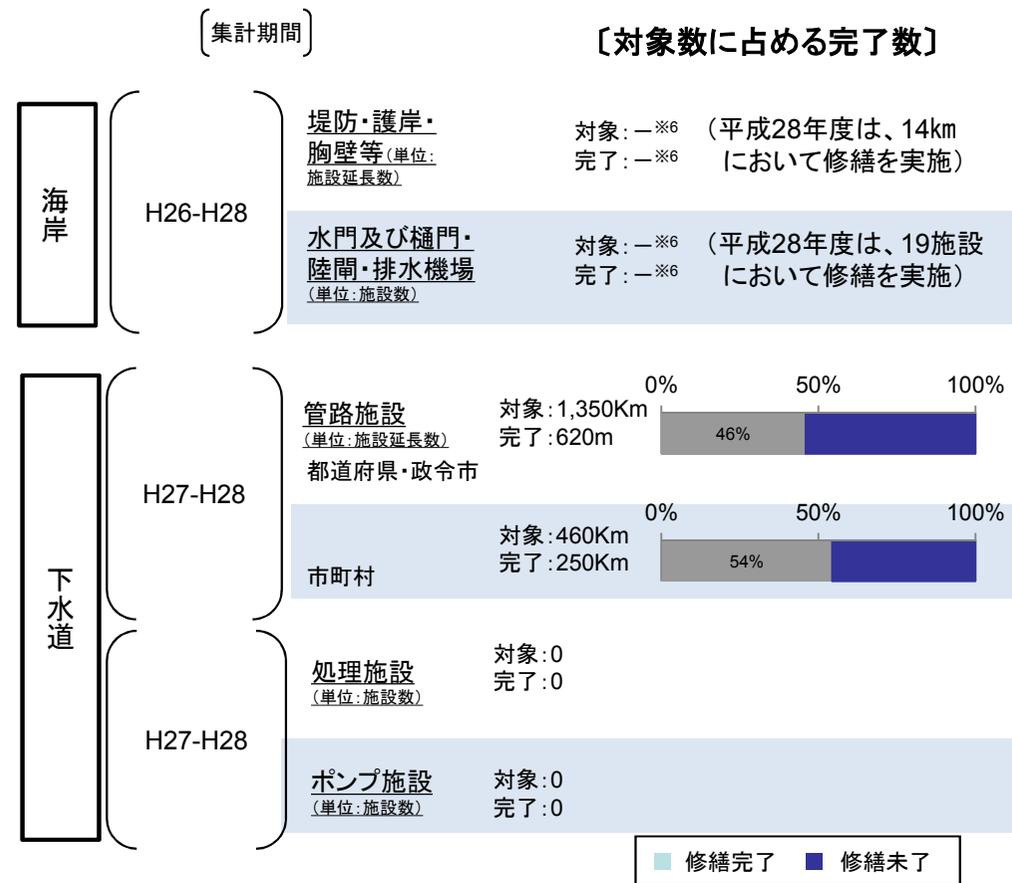
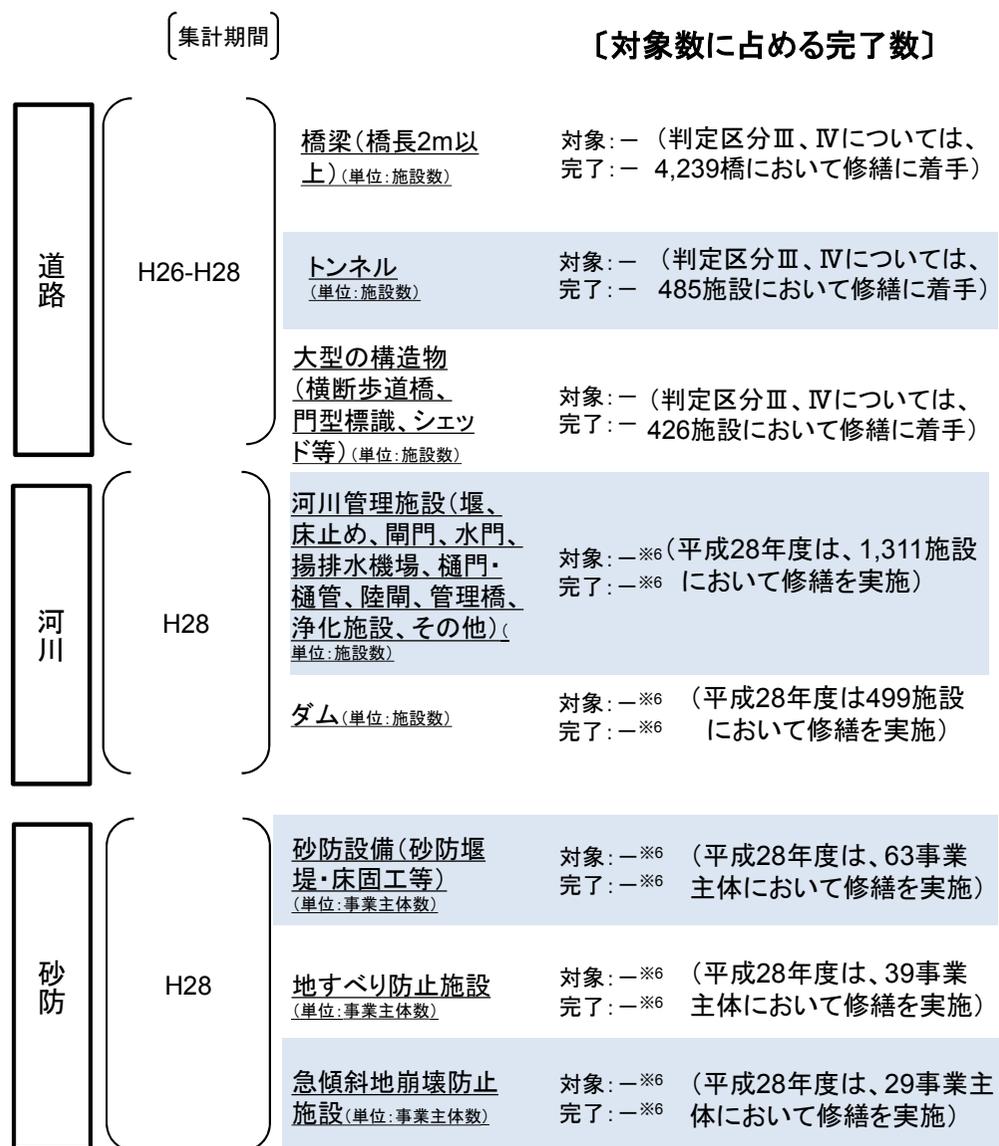
空港機能施設(航空旅客の取扱施設)



- I** 健全又は変状の程度が軽微、必要に応じて経過観察等を行う
- II** 応急処置又は詳細点検を行う
- III** 修繕等(応急処置又は詳細点検を実施した後の修繕工事等を含む)を行う。重要度区分1の場合には、直ちに修繕等を行うことが望ましい。

補修・修繕の進捗状況(1/4、道路、河川、砂防、海岸、下水道)

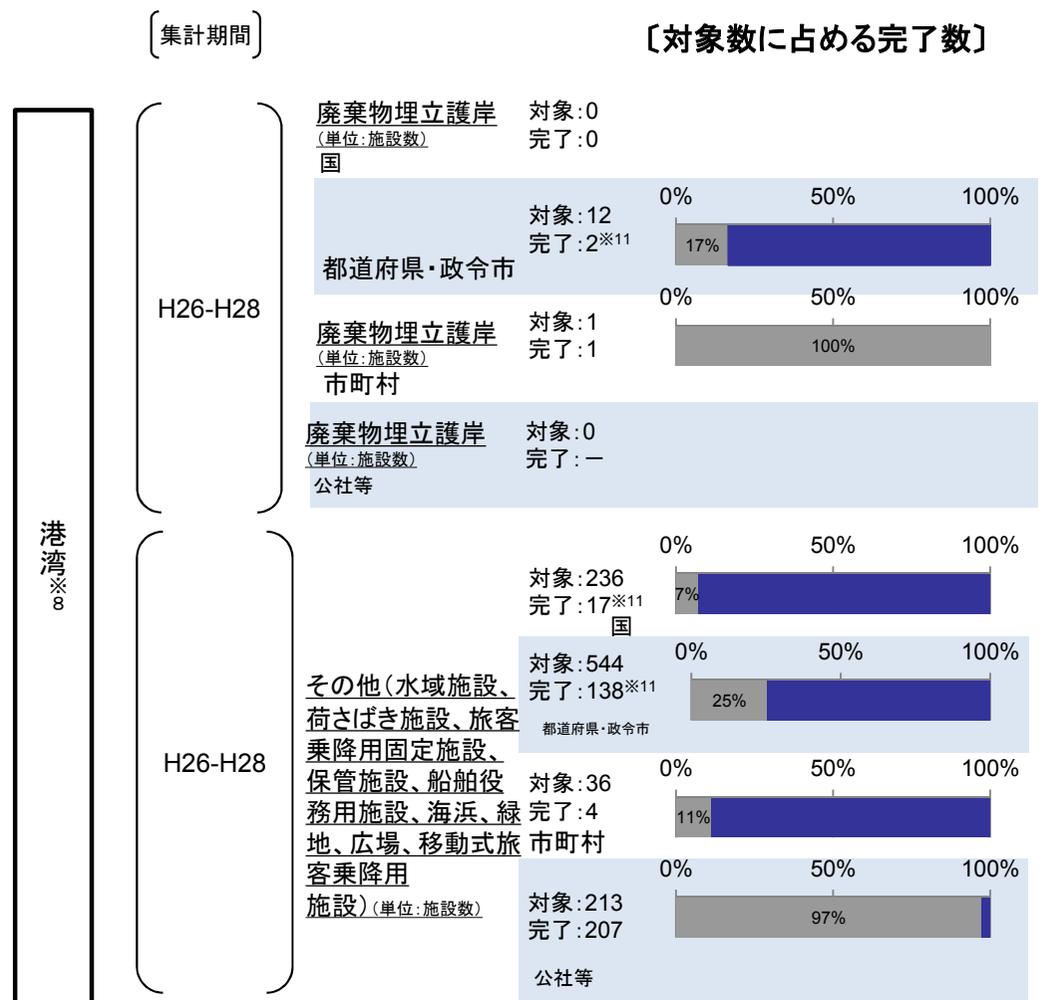
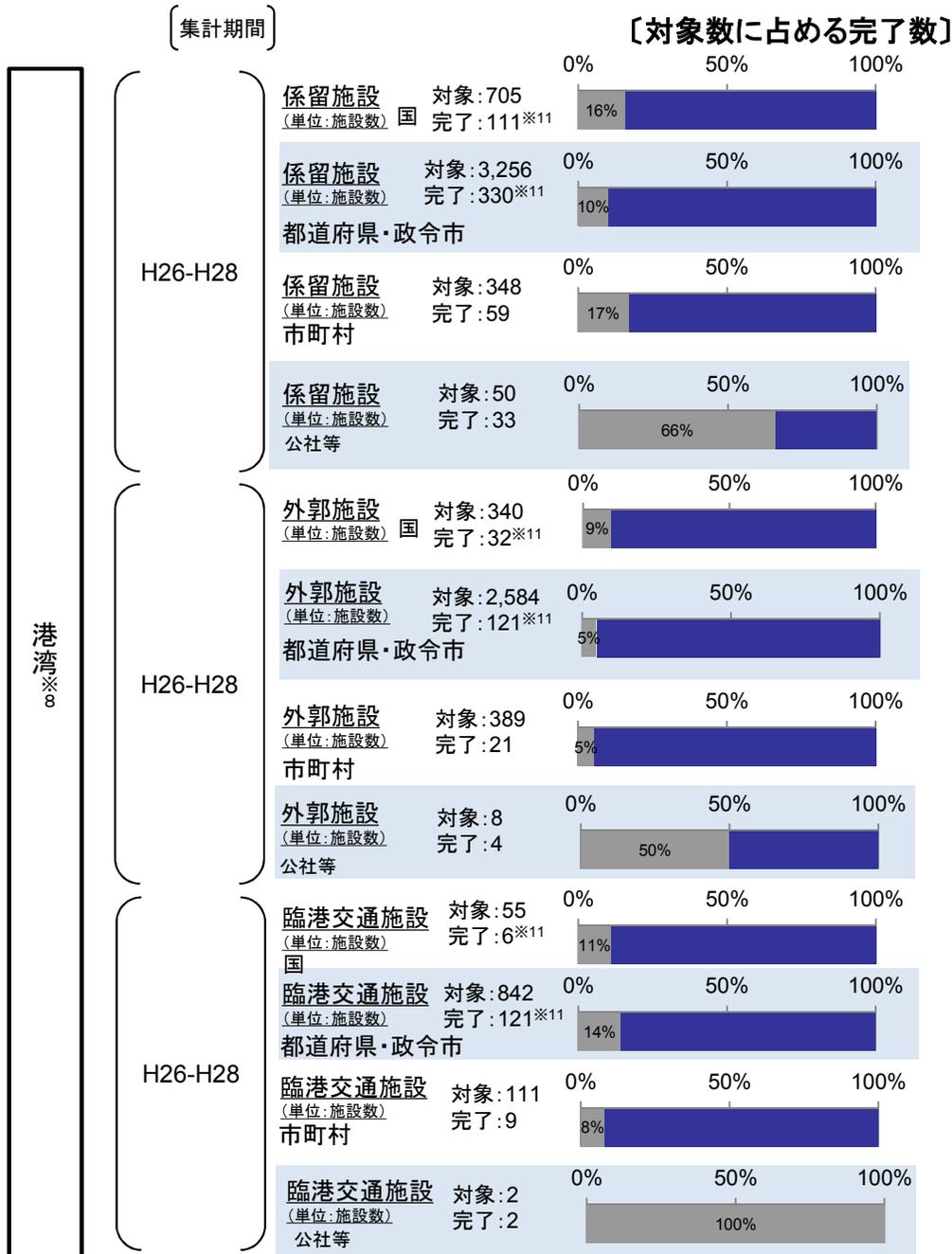
■補修・修繕の進捗状況(H29年3月末時点)



※6 定期点検の他、日常管理における巡視・点検等の結果を踏まえ、必要に応じて随時修繕等を実施しているため
 ※7 平成24年度において布設後50年以上経過した管きよを対象

補修・修繕の進捗状況(2/4、港湾)

■補修・修繕の進捗状況(H29年3月末時点)

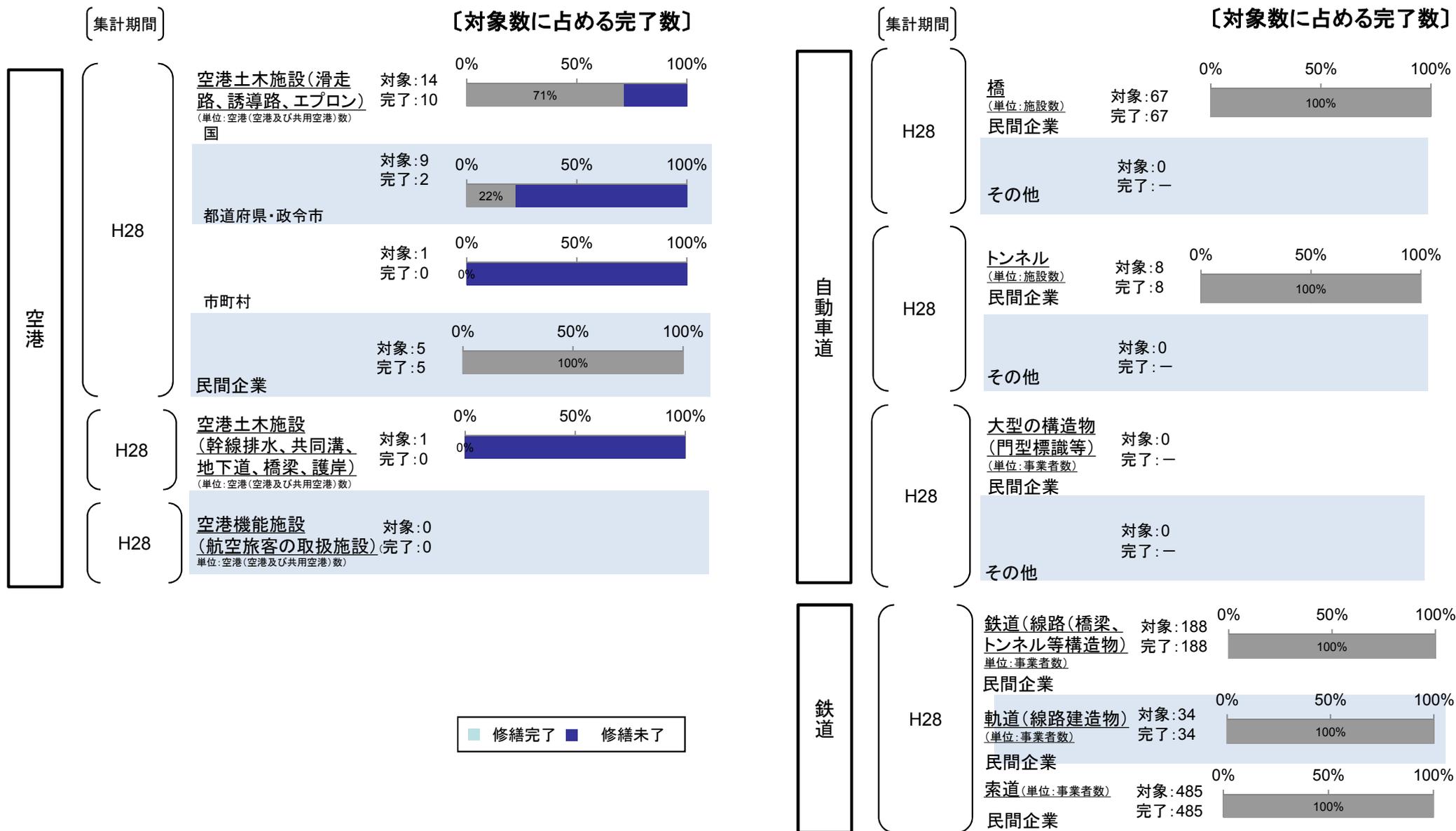


※10 一部事務組合、港務局を含む。なお、修繕対象数には、経過観察レベルの施設が含まれている。
 ※11 立入禁止等による応急措置を含む

■ 修繕完了 ■ 修繕未了

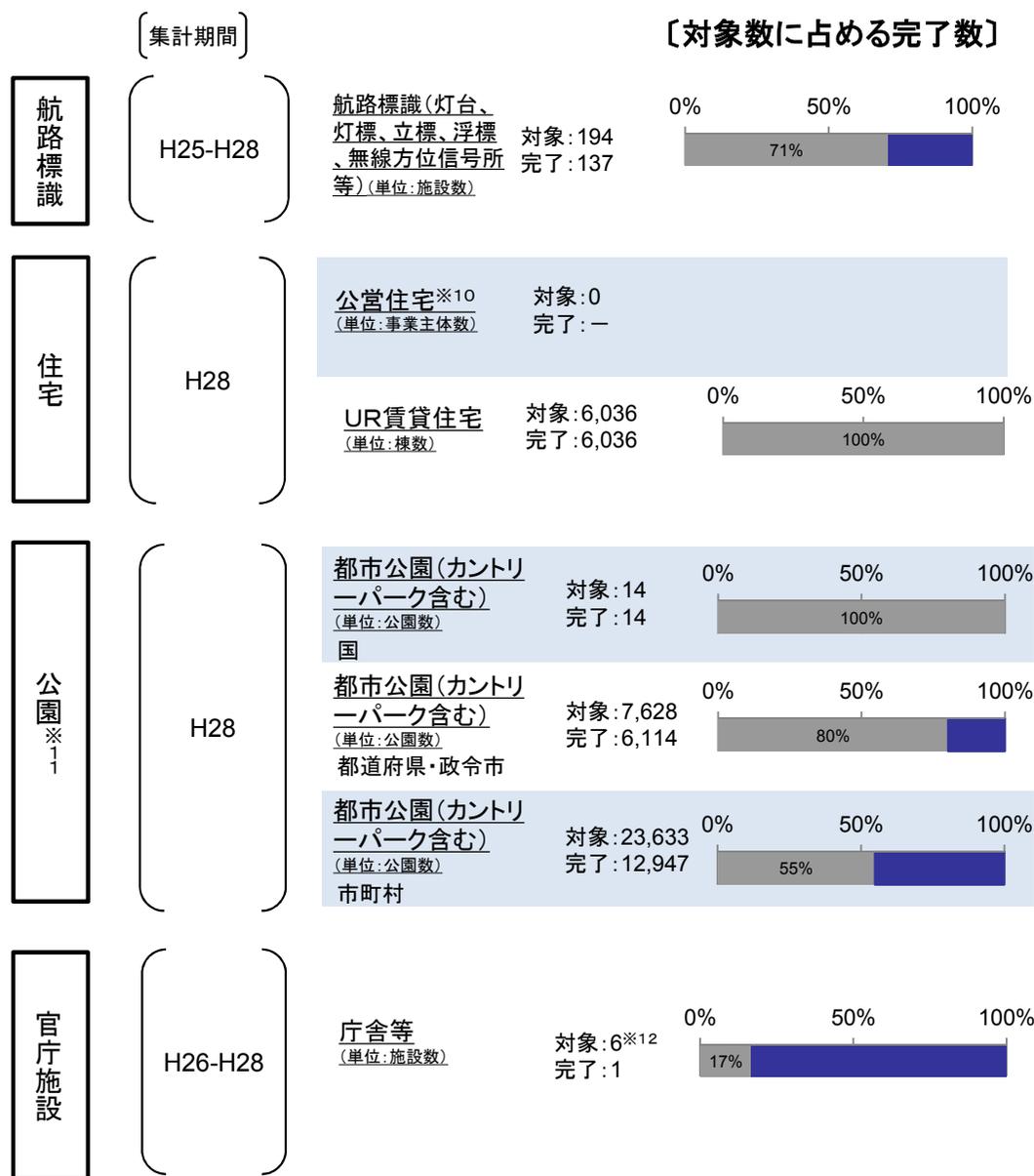
補修・修繕の進捗状況(3/4、空港、自動車道、鉄道)

■補修・修繕の進捗状況(H29年3月末時点)



補修・修繕の進捗状況(4/4、航路標識、住宅、公園、官庁施設)

■補修・修繕の進捗状況(H29年3月末時点)



※10 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)・熊本県及び前述4県内市町村を除く公営住宅を管理する地方公共団体が対象
 ※11 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象
 ※12 長寿命化庁舎(築後30年以上経過した合同庁舎のうち、長寿命化を図るべきもの)159施設のうち、「外壁が著しく劣化」している施設

